

## 抗告人主張書面(5)

令和7年6月20日

東京高等裁判所第11民事部 御中

### 記

#### 第1 憲法違反（補充）

##### 1 憲法の視点から見た原決定の要約

- (1) 原決定は、宗教法人法（以下、「法」という。）81条1項1号の「法令違反行為」に民法の不法行為が含まれるとした上で、一般論として、宗教法人の解散命令制度は、①「専ら宗教法人の世俗的側面（非宗教的側面）を対象とし、かつ、専ら世俗的目的（非宗教的目的）によるものであって、宗教法人及び信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではない」こと、②「解散命令は、それ自体は信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効

果を一切伴わない」としても、「信者の宗教上の行為自体…（中略）  
…に支障を生じさせることがあり得ること」，③「憲法の保障する信  
教の自由の重要性」を理由として，解散命令が「判断時までの同号  
該当行為を踏まえた当該宗教法人に対する措置として必要でやむを  
得ないものといえることを要する」と判断した（原決定101頁～  
102頁）。

(2) また，原決定は，「憲法が保障する信教の自由の重要性にも鑑みれば，  
過去のものを含めた法令違反事実に加え，現在に至るまでの状況及び  
将来の再発のおそれなどを踏まえ，判断時において解散命令が必要  
でやむを得ないものといえるか否かを検討すべきである」とも判断  
した（同102頁）。

(3) 他方で，原決定は，「解散の緊急性が現在していることが必須である  
といった解釈は採用することができない」と判断した（同103  
頁）。

## 2 原決定の憲法上の問題点

しかしながら，原決定には，以下のような憲法上の問題点があるので，従  
前の主張に新たに加えて主張する。

### (1) 憲法39条の趣旨に違反

#### ア 総説

原決定は，判例及び政府見解として長年定着していた法81条1  
項1号の法解釈を政府が一夜にして変更した内容を事後的に追認し  
た上で，変更後の法解釈を原告人に遡及適用したものである（原告  
理由書265頁）。憲法が定める適正手続の保障は，行政処分に対  
しても適用ないし類推適用される（最大判平成4年7月1日  
民集46巻5号437頁「成田新法事件」），こうした法解釈の変更  
に基づく事後的な遡及適用は，「実行の時に適法であった行為」の

処罰を禁止する憲法 39 条前段の趣旨に違反する。

## イ 理由

(7) 前掲成田新法事件最大判は、「憲法 31 条の定める法定手続の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続については、それが刑事手続ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」と判示している。本件で問題となるのは、同判決で問題となった「行政処分の相手方に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうか」ではなく、行為当時に適法と解釈されていた行為であったにもかかわらず、政府が一夜にして法解釈を変更し、これを遡及適用することは、事後法処罰の禁止に違反するか否かという問題である。この点につき、憲法 39 条は、

「何人も、実行行為の時に適法であつた行為…（中略）…については、刑事上の責任を問はれない」と定め、刑事責任に関する遡及処罰を禁止している。こうした遡及処罰の禁止は、その他の法的制裁にも準用される（渋谷秀樹『憲法〔第3版〕』（有斐閣、2019年）265頁参照）。実際、最三小判昭和26年4月28日民集5巻5号336頁は、「会議規則が如何なる行為ありたる場合に如何なる懲罰を科するかを規定したのは実体的規定であつて、その遡及効を認むべきでないことは原審のいうとおり」であるとして、地方議会の会議規則中にある議員懲罰規定を、規則制定前の議員の行為に遡及適用して懲罰議決をすることは違法であると判断している。判例及びこれを踏襲する政府解釈によって長年形成された法律関係を信頼して行動した者を処罰し、あるいは不利益処分に付することは、行為の予測可能性を奪い、法的安定性を害することから、国民の行動の自

由を保障する罪刑法定主義・遡及処罰の禁止の趣旨に反する（小暮得雄「刑事判例の規範的効力」北大法学論集17巻4号653頁，西原春夫「刑事裁判における判例の意義」中野次雄判事還暦祝賀311頁，佐藤幸治「憲法訴訟と司法権」278頁，田中英夫「全農林警職法事件における判例変更をめぐる諸問題」ジュリ536号60頁，村井敏邦「判例変更と罪刑法定主義」一橋論叢71巻1号48頁等）。

したがって，法の遡及適用禁止を定める憲法39条の趣旨は，行政処分である本件解散命令に対しても適用される。

(イ) 政府は，令和4年10月18日の岸田首相（当時）の国会答弁までは，判例を引用して法81条1項1号の法令違反は刑事事件を指すとの見解を明確に示していたにもかかわらず，翌19日，一夜にして法解釈を変更し，突如，民法上の不法行為であってもこれに該当するとの見解が，我が国で初めて示されたのである。そして，この法解釈が，最高裁判所が追認する形で公権的に確定したのは，令和7年3月3日のことである。

したがって，法81条1項1号の適用に当たって，民法上の不法行為を理由にすることができるのは，最高裁判所による見解が示された令和7年3月3日以降の行為に限定される。仮に，最高裁判所の公権的解釈までは不要としたとしても，少なくとも政府による公式見解が示された令和4年10月19日以降の行為でなければならない。

ところが，原決定は，前同日以前の「法令」（法81条1項1号）が刑法等に限定（判例及び政府見解）されていた当時の抗告人関係者の不法行為を理由として，本件解散命令を認めたものであり，これは法の予測可能性を害すること甚だしく，憲法

39条の趣旨に違反するといわねばならない。

(2) 憲法20条1項違反

ア 本件解散命令は憲法20条1項を直接制約する

(ア) 原決定は、宗教法人の解散命令制度が「それ自体は信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」(上記(1)②) というが、それは個々の信者の主に内心面の信仰を指して言っているものに過ぎない。この点、神道国際学会理事長三宅義信は、原決定を受け、次のように述べている(乙C169「宗教新聞」)。

「宗教法人格は解散させられても任意団体として宗教活動はできるので、信教の自由の侵害にはあたらない」といった言説が、度々登場している。これは宗教法人法の理念に対するはなはだしい認識不足である。

忘れてはならないのは、人類にとって普遍的な基本的人権の一つである「信教の自由」とは、自らの意思で宗教を選択することができ、しかもその信仰を實踐できるということだ。信教の自由には布教行為も含まれるが、宗教法人の解散命令は事実上、布教行為をできなくする。これは世界基準から見たら許容されない判断である。

宗教法人法の第1条第1項には「この法律は、宗教法人が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。」とある。

その宗教法人に雇用されている職員への源泉徴収を含む給与の支払いや社会保険業務、銀行口座の開設、集会を開

くために施設を借りることなど、どれも法人格がなければできないことであって、「宗教法人を解散させても信教の自由は妨げていない」という東京地裁やマスコミの主張は、旧統一教会が宗教活動を維持していくために必要なことをできなくさせるという意味でも、「信教の自由」に対する事実上の侵害だと言える。

今回の判決（ママ）をもって、「信教の自由も思想信条の自由も認めている。憲法に違反していない」というのは、全体主義国家の言い方である。中国共産党も「信教の自由を認めている」と言っているが、実際にはチベットの仏教徒やウイグルのイスラム教徒は大変な迫害を受けている

実質的に考えても、宗教法人が解散すれば、法人職員は解雇となり、職員及びその家族の生存権及び教育を受ける権利が脅かされるのみならず、法律上の雇傭関係のない一般信者にあっても、礼拝・集会の施設が奪われ、説教者も解雇されていなくなることから、その信仰活動が重大な制約を受けるのである。宗教は、単に個人の内心的信仰領域で完結するものではなく、信仰心を中心として複数人が集って礼拝・集会を持ち、団体を結成して組織として宗教活動を行うことを常とする。その意味で、本件解散命令は、抗告人自身及びその構成員である信者らの宗教結社の自由（憲法20条1項）に対する直接的制約効果を有することは明らかである。

そもそも、本件解散命令は、安倍元首相銃撃事件以降に沸騰した抗告人叩きの世論に政府が押される形で申立てに至った経緯からも明らかな通り、抗告人という特定の宗教に対する恣意的な「狙い撃ち」であり（「狙い撃ち」は原則違憲。駒村圭吾「注

積日本国憲法(2)」310頁，添付資料参照)，憲法20条1項の保障する信教の自由に対する直接的侵害であるとともに，「宗教に圧迫，干渉を加えるもの」（最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁）に外ならない。本件は，オウム真理教による戦後最大の凶悪テロ事件の発生を原因とする最高裁平成8年決定とは全く事案の前提及び経緯が異なり，国家権力による特定宗教弾圧の政治的な意図が背景にあるのである。

(イ) このように，解散命令は，優越的人権である信教の自由に対する直接的制約である以上，これを正当化するに足りる差し迫った要件が求められる。合衆国連邦最高裁判所においては，

信教の自由は，「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」（West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at639.)

とされている（乙A62「小林節意見書」3頁）通り，信教の自由に対する直接的制約を正当化するためには，同制約もやむを得ないと認めるに足る危険の「緊急性」を要件とすべきであり，これを否定した原決定（上記1(3)）は，憲法20条1項に違反する。

イ 「必要でやむを得ない」とはいえない

(ア) 優越的人権である信教の自由に対する制約である以上，法81条1項1号に基づく解散を命令するためには，「(法令違反行為の)現在に至るまでの状況及び将来の再発のおそれ」を考慮すべきであり，「判断時において解散命令が必要でやむを得ないものといえるか否かを検討すべきである」ことは，原決定が指摘する通りである。

(イ) 最高裁が「必要でやむを得ない」ないしは「必要やむを得ない」

という要件を用いるのは、優越的人権とされる精神的自由制約に関する事案であるが、その趣旨は、いわゆる学説でいう厳格審査基準（米国連邦最高裁判例でいう「LRAの基準」等の厳格審査基準、乙A62「小林節意見書」3頁～5頁）の趣旨を取り込むことを指す。実際、信仰上の理由から必修科目の一部を成す剣道実技の受講を拒絶した市立高専学生に対してなされた退学処分等を争った事件で、最高裁は、「信教の自由を直接的に制約するものとはいえない」と判示したにもかかわらず、「他の体育種目の履修などの代替的方法」を採らなかったことを理由に、各処分を違法であると判断しており、LRAの基準を採用している（最二小判平成8年3月8日民集50巻3号469頁、添付資料参照）。本件において、これと異なる判断を行う理由はない。こうした厳格審査基準に照らすと、本件においては、①解散が必要不可欠な公益保護の目的のためであること、②解散の理由となる公益に対する危険が発生する現在性があること、③解散によって上記目的が達成できることが証拠によって裏付けられていること、④解散以外のより制限的でない手段（LRA）によってはその目的を達成できないことが求められる。

(ウ) したがって、上記審査基準に照らして見ても、原決定の「解散の緊急性が現在していることが必須であるといった解釈は採用することができない」との判断は正当ではない。上記①～④の要件に鑑みれば、抗告人を、今現在、解散させることの緊急性の必要性が現在していることが必須であるというのは当然である。すなわち、解散の緊急性の必要性が証拠により十分に証明され、解散以外のより制限的でない手段によっては、必要不可欠な公益保護の目的を達成できないことが証明されなければならないのである。

(エ) ところが、2009年に発したコンプライアンス宣言以降の抗告人の改善努力により、抗告人を取り巻く諸状況は客観的數字に顕著に表れる程に改善していたにもかかわらず、原決定は、「コンプライアンス宣言以前において利害関係参加人の信者による献金勧誘等行為について全国的に多くみられていた本件問題状況は…（中略）…同宣言後においても直ちに大きく改善されることはなく残存しており、その後も途切れず残存していく状態にあったといえ、現在においても、なお看過できない程度に残存していると解するのが相当である」（原決定9 4頁）として証拠の裏付けもなく勝手な想像によって上記客観的事実を殊更矮小評価し、コンプライアンス宣言の翌年である2010年以降の献金等に不法行為が成立するか否かについても、証拠の裏付けのない「推測」に基づき、ほとんど全て（民事確定判決2件3名を除く）を実体不明のまま認定した（同9 6頁）。このような事実認定が、観念的・抽象的で乱暴な推測であることは、抗告理由書等において既に何度も指摘してきたところであるが、これでは、厳格審査基準で要請される上記①～④の要件を到底充足するものでないことは明らかである。

(オ) 以上、本件解散命令は、厳格審査基準に照らして見ても憲法20条1項に違反する。

### (3) 政教分離原則違反

#### ア 総説

上記(2)(ア)で指摘したとおり、本件解散命令が、抗告人という特定の宗教に対する敵視に基づく「狙い撃ち」である以上、「宗教に対する圧迫及び干渉」に該当し、憲法20条が制度として保障する「政教分離原則」に違反する。

## イ 理由

孔子廟訴訟最大判（最大判令和3年2月25日民集75巻2号29頁）は、憲法20条1項後段、3項、89条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定を「政教分離規定」と総称したうえで、「一般に、政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するもの」とされており、「その関わり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものであると解される」と判示している。他方、憲法20条3項の「宗教的活動」の定義については、同判決は具体的に示していないが、愛媛玉串料訴訟最大判（最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁）は、「当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうもの」と定義している。

本件解散命令は、あたかも安倍元首相銃撃事件の原因が抗告人にあるかのような誤った報道とこれに煽られた世論を背景に、「何としても、抗告人を解散させる」という国家的意図からなされたものであることは、一夜にして不可解な法解釈変更がなされた事実、原決定がなされる直前の令和7年3月3日に最高裁判所が明らかに文理に反する強引な拡張解釈（違憲）を強硬したことなどから見て明らかである。この国策的ともいふべき「抗告人潰し」の動きについては、抗告人と無関係の多くの有識者が上記同旨の指摘・批判をしているところである（抗告理由書265～274頁、抗告人主張書面(4)17頁～33頁）。

したがって、本件解散命令は、明らかに、国が抗告人を弾圧しよ

うとする「宗教的意義」ある目的をもってなされたものであることは疑いの余地がなく、これは抗告人に対する「圧迫」及び「干渉」に該当し、政教分離原則に違反する。

以 上